令和８年度第５回香川地方最低賃金審議会議事録

令和８年８月 21 日（金）
高松サンポート合同庁舎
北館７階共用 702 会議室

出席者　公 益 代 表 委 員　岡﨑、籠池、髙塚、平野、元木
　　労 働 者 代 表 委 員　川染、土田、中村、西尾、林
　　使 用 者 代 表 委 員　井出、奥田、白石、棚次、檜垣

議題（１）香川地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について
　　（２）その他

○賃金室長
　それでは、定刻となりましたので、ただ今から、令和８年度第５回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。本日はご多忙の中、また大変暑い中、ご出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。本審議会は、参集とオンラインの同時開催となっております。本日は 12 名の委員にご参集いただくとともに、平野委員、中村委員、途中から林委員にオンラインで出席いただくことになりますので、最低賃金審議会令第５条第２項に定める定足数を満たしており、審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。
　オンライン出席の委員の皆様、聞こえてますでしょうか。聞こえてましたら、手を挙げていただきたいんですけど。

○平野委員
　聞こえてます。

○賃金室長
　中村委員、聞こえてますでしょうか。

（映像がフリーズ状態で応答なし）

　なお、本日は傍聴人として５名の方が傍聴されております。まず、はじめに資料のご確認をお願いいたします。本日、資料は
　資料 No.１　香川県最低賃金の改正決定について（答申）（写）
　資料 No.２　異議申出書（写）　有限会社電マーク
　資料 No.３　異議申出書（写）　日本ルースト株式会社

資料 No. 4　香川地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出書（写）　香川県労働組合総連合

でございます。不足等はございませんでしょうか。それでは、籠池会長、議事の進行をお願いいたします。

○籠池会長

はい、中村委員はこれ参加されてるんですかね。先ほどリアクションがなかったように思うんですけど。

○土田委員

確認して､こちらの声は聞こえているということは､私が確認してできてます。やり取りができます。

○籠池会長

ああ、そうなんですか。

○土田委員

ちょっとフリーズしてるようです。

○籠池会長

よろしいですか。そうしましたら、労側としては特にもうそれで進行してよろしいですか。

○土田委員

仕方ないですね。

○籠池会長

いいですかね。そうしましたら、このまま進行させていただきます。本日の議事次第でありますが、お手元の会議次第のとおりです。早速ですが、審議に入りたいと思います。議題の「香川地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について」であります。事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

皆様ご承知のとおり、香川県最低賃金につきましては、本年７月２日に香川労働局長から香川地方最低賃金審議会に対して改正決定についての諮問を行い、４回の本審及び５回の専門部会での審議を経て、本年８月５日の第４回本審におき

まして結審し、労働局長あて答申をいただいたところです。この答申内容に対しまして、最低賃金法第 11 条第２項及び第 12 条に基づく異議の申出がありましたので、この申出について、香川労働局長から香川地方最低賃金審議会に対して意見を求めることとなりました。異議申出の内容につきましては、お手元の資料 No.２から No.４のそれぞれの申出書（写）のとおりでございます。この異議申出についてご審議いただくため、香川労働局長より諮問を行わせていただきたいと思います。それでは労働局長から会長へ諮問文をお渡しします。

（労働局長から諮問文を会長に手交）

○籠池会長

それでは、事務局から諮問文の写しを各委員に配付して、読み上げをお願いします。

（各委員へ諮問文（写）を配付）

行き渡りましたかね。はい、読み上げをお願いします。

○賃金室長補佐

それでは、諮問文を読み上げます。本文中の別添につきましては、資料 No.２から No.４のとおりですので、読み上げは割愛させていただきます。

香労発基 0821 第１号

令和８年８月 21 日

香川地方最低賃金審議会　会長　籠池信宏　殿

香川労働局長　友住弘一郎

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、有限会社電マーク、日本ルースト株式会社及び香川県労働組合総連合から、別添のとおり最低賃金法第 11 条第２項及び第 12 条に基づく異議の申出があったので、貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

○籠池会長

この諮問内容について、ご質問ご意見等ございますか。

（意見等なし）

大丈夫ですかね。そうしましたら、香川労働局長からの諮問をお受けすることといたします。ただいまから、審議に入りたいと思います。はじめに事務局から異議申出の内容について説明をお願いいたします。

○賃金室長

異議申出の概要につきまして、ご説明いたします。異議申出書の内容といたしましては、資料No.２とNo.３は、申出人の住所、事業所名を除き、同一内容となっておりますので、この２つをまとめてご説明させていただきます。異議申出の趣旨としては、令和８年10月１日から発効する予定の改正決定について、その引上げ発効期日の延期を含めた再審議を求める。その具体的理由としましては、実質12.5%増という短期間での急激な負担増加について、前年度の発効日との整合性及び準備期間の欠如についてがあり、（２）につきましては、前年度の発効日との不整合、業務改善助成金の要件準備期間の欠如による事業者の不利益があります。その上で、これらについての理由としましては、今回の答申どおり、令和８年10月１日に1,092円に引き上げられた場合、事業者が負担する最低賃金額は令和７年10月１日時点と比べると、実質的に122円の上昇、率にして12.5%の急激な増加となる。このように１年以上の期間を置かず２桁%を超える人件費の高騰は、通常の事業の賃金支払い能力をはるかに超えており、地域中小企業の経営基盤を著しく揺るがすものである。前年度の発効日の不整合につきましては、最低賃金は年単位での適切なサイクルと企業の予算、経営計画の策定期間を考慮して運用されるべきである。前年度の適用が10月18日であったので、１年間の経過を担保するためにも、今年度の発効日は10月18日以降とするべきである。今年度の業務改善助成金においては、賃上げ対象となる労働者の要件として、雇入れ後６か月以上経過している雇用保険被保険者と厳格に定められている。今年度の最低賃金が10月１日に引き上げられると、年度開始である４月１日に新たに労働者を採用し、雇用保険の加入手続きを行った事業者は、雇用保険加入期間６か月を満たすことができず、要件不足により助成金の対象から除外されてしまう。これは政府が掲げる生産性向上と一体となった賃上げの趣旨に逆行するものであり、中小企業の助成金活用の機会を与えない拙速な期日設定であり、香川県経済にとっても不利益と言わざるを得ない。結論として、以上のとおり、実質12.5%という過度な賃金上昇負担及び前年発効日との整合性を欠いたスケジュールでの実施では、管轄内の中小企業の存続を危うくし、ひいては労働者の雇い止めや雇用の縮小を招く恐れが極めて高い。したがって、発効日の延期を求めて強く異議を申出るということでした。

続きまして、資料No.４についてです。改定額答申に関する異議の理由概要といたしましては、改定答申額（改定額1,092円、引上額プラス56円）が、物価高騰に追い付く最低賃金改定額になったことは評価するが、最低賃金改定額に考慮した３要素はどのデータを用いたのか不明である。地域間格差を縮める検討がされたのか不明である。改定額答申の付帯意見は政府への要請だけで地方自治体へ

の要請は含まれていないなど、香川県労連としては異議を提出せざるを得ない状況であり、異議を申出て改定額と付帯する意見などを再審議するよう強く要請するということでした。その異議内容として１つ目は、改定額の３要素はどのようなデータを用いて検討したのか。全労連の最低生計費試算調査は、現時点で全国各地で調査した最低生計費試算調査を時給換算すると、1,700 円以上が必要となっており､香川県の最低生計費も時給換算で 1,700 円以上にすべきだというのが、香川県労連の主張である。香川地方最低賃金審議会専門部会審議において、信頼できる「香川地域の労働者の生計費」はどのような値を検討に用いたのか､また、「香川地域の労働者の賃金」､「通常の事業の賃金支払能力」はどのようなデータを用いて、どのように検討して、改定額を出されたのか、お聞かせ願いたい。２つ目は、地域間格差を縮める考慮をされたのか。第２回審議会の意見陳述で連合香川の方から「賃金の低い地方から高い地方へ労働者、労働力の流出が続いている。中小零細企業の事業存続の厳しさに拍車をかけている。」との意見もあった。香川県労連も同様の意見を述べた。香川県から最低賃金高額地域（都市部）への人口流数は変わっていないが、近年の状況は４ページ以降に記載のとおり、若干変化しているが、香川県の労働者人口の確保のためには、最低賃金を含めた賃金の地域間格差を縮めることが最低条件だと考えており、労働者人口の動態推移にも考慮した地域間格差を縮める検討も付加して、香川地方最低賃金改定の答申額を再度検討し直すことを要望する。３つ目は、政府への要望だけでなく、香川県内自治体への要望も追加した答申文を再検討してください。香川県最低賃金の改正決定についての答申の中に政府への要望が付記されたが、香川県自治体の最賃引上げのための補助の要請については触れられていない。香川県労連でも、香川県や県内市町への「県内中小･零細企業への最賃引き上げに伴う直接支援の実施」を要望していくが、香川地方最低賃金審議会からも、香川県内自治体に対する直接支援の要請を加えてください。ということです。説明は以上です。

○籠池会長

ただいま事務局から異議申出の概要についてご説明をいただきました。申出者からは直接意見陳述をしたいという要望をいただいており、本日傍聴もされておりますので、まずこの点についてお諮りをしたいと思います。申出者から意見陳述をしていただいてよろしいでしょうか。

（異議なし）

よろしいですかね。はい。それでは意見陳述を認めますので、陳述者は所属および氏名を述べた後、10 分以内で意見陳述をしていただきますようお願いいたします。まず、資料 No.２及び３についての陳述を有限会社電マーク及び日本ルー

スト株式会社からお願いしたいと思います。

○有限会社電マーク、日本ルースト株式会社代表取締役

はい、有限会社電マーク、日本ルースト株式会社代表取締役を務めております中野裕介と申します。この度は貴重な意見を述べる機会をいただきまして、ありがとうございます。既に事務局様の方からもご説明あったとおり、異議申出の趣旨については、その引上げ発効期日の延期を含めた再審議を求めるものでございます。まず、この令和８年 10 月１日に発効というのが、なぜその日になっているのでしょうか。通常、昨年の 10 月 18 日に発効日であったのであれば、同じく本年も 10 月 18 日というふうな形で身構えておりました。ただ、この賃金がたった２週間少しだけの差だというふうな形でお考えになられてもですね、このことについて、やはりそれで本来は支援が受けられるべきだった企業が支援が受けられないということになってまいります。この 10 月１日というのは、やはり厚生労働省から各地域の審議会の中で、やはり四国をトップとして、その発効日を一番最初に設定しようというような、どちらかというと省庁側の部分に沿ったような形と受け止めてしまいます。邪推と思われるかもしれませんが、実は私の父も経営者協会からこの委員を長年務めて、もう 20 年ぐらい前に同じような発言を父がしていたということを聞きました。やはり、地域のトップとして、四国の中で香川県が率先して 10 月１日をすることというのが、何かその部分が本当に地域の経済にとって必要なのかということを感じられざるを得ません。その２番目として記載させていただきました業務改善助成金の要件、この点については、やはり原材料費、エネルギーコスト及び労働費等が上昇する中で賃上げ原資を確保するため、価格転嫁や生産性の向上が十分でないという企業経営を取り巻く環境を踏まえ、政府において中小企業・小規模事業者に対して最低賃金等の引き上げに対応するより一層実効性のある支援策を講じていくという中で、この申請期間が香川県の場合、10 月１日ということは、申請開始の９月１日から９月 30 日のたった１か月の期間の中で申請をしなければいけません。また、企業において民間の人事の採用は、４月から採用する企業も多くございますので、そういった企業は、新たに新規で雇用保険に加入したのが４月１日である企業は、6 か月以上前、３月に雇用した人員でしか、この６か月の最低賃金の計算ができないため、申請ができないということになります。これを 10 月１日ではなく、昨年どおり 10 月 18 日以降に変更していただくことによって、香川県内の企業が４月１日から採用したものに対しても、業務改善助成金の申請が可能になります。これは先ほどの支援策を、一層の充実、実効性がある支援策という意味で、この部分が 10 月１日にすることによって削られてしまうことは、４月１日で採用した県内の企業にとっては、大変不利益になってまいります。どうかこの点を踏まえて、発効日が 10 月

１日でなければいけない理由、それを延期できないのかということを審議していただきたいと思います。以上です。ありがとうございました。

○籠池会長

はい、ありがとうございました。続いて、資料 No.４についての陳述を香川県労働組合総連合からお願いいたします。

○香川県労働組合総連合事務局長

お時間をいただきましてありがとうございます。議長の十河に代わりまして、事務局長の藤澤が説明をさせていただきます。今回の改定額については、生計費、特に食品部分の全国、香川県の状況にやっと追いついた改定額にはなったというふうに、私たちは一定の評価をしています。ただし、私たちが求めるものからしたら全然足らないという状況が見えています。特に女性が７割を占める最低賃金に近いところの方々、働いておられる方々の男女間格差を考えると、是非とも、もう少し上げていただくのが本来ではないかなと思っております。その上でも、最低賃金を決められた今年の額、何に基づいて決められたのか。「三要素を検討して」という言葉だけでは、私たちから具体的な意見や異議を申し立てることができません。詳しい内容を聞かせていただきたいと思います。これについては、経営者側の方から明かされている意見でも同じような内容ではないでしょうか。具体的な内容がないからわからない。ああいう意見を出さざるを得なくなっているのではないかと私たちは推察しています。是非とも、「どのようにして出したのか。」ということを明確にしていただきたいなと思います。それと地域間格差、やっぱり縮めないと人口流出が止まらない。労働者、特に労働者部分ですね。学校へ行くだけの話ではありません。進学から後の 30 歳代のところまで流出が止まっていない状況です。このところをどうにかするためにも、やはり最低賃金の引き上げが必要だというふうに私たちは思っています。また、経営者側委員からの意見の部分でもありましたとおり、今年は、国の補助金がそれぞれ付いたから、香川県の自治体からも、業務改善助成金に付随して、そういうところに達したものについては、各自治体からの補助も少し出るようになっています。ただし、それは国の補助があったからきっかけなんですよね。自治体自体が自分で身銭を切って、中小企業に支援する施策は持っていません。そこのところも、もう少し考えていただいて、地方自治体にも支援のそれを差しのべようというような要請を出していただけたらありがたいと思っています。県の中身的にはそんなものですが、やっぱり最低賃金、この額にしようと言って出したのであれば、その算定根拠は必ず明確にしていただきたいなというのが私たちの強い要望でもあります。以上です。

○籠池会長

ありがとうございました。それでは、ただいまの異議申出につきまして、審議を行いたいと思います。異議申出書、並びにただいまの陳述の内容について、労使各側の委員からご意見をお伺いしたいと思います。まずは労働者側からご意見をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○西尾委員

はい、それでは労働者側を代表する委員として、私、西尾から少し意見を述べさせていただきます。まず、発効日でありますけれども、今年議論してきた経過を踏まえるとですね、改めて発効日に関する審議を行う必要があるというふうには考えていないというところが１つであります。金額についてでありますけれども、７月以降の審議の中で、現行の地域別最低賃金では、私たちが考える労働者の最低必要とする生計費を下回っているということを繰り返し申し上げ、引き上げの必要性を強く訴えてまいりました。そのような中で、今年度の審議内容につきましては、依然として物価上昇が続く状況を踏まえると、私たちが求めた水準には届かなかったということでありますので、労働者側としては非常に残念であり、結審時には反対の意向を示したところであります。異議申出にあります。最低賃金のさらなる引き上げ等の指摘についてはですね、同じ労働者の立場として理解できるものです。しかしながら、本年度の審議においては、公労使がそれぞれの立場や考え方を示して、真摯に議論を重ねてきました。その結果として、取りまとめられた答申であり、改めて審議を行う必要があるとは考えておりません。今回の答申は、労働側委員としては満足できる水準ではありませんけれども、審議会としての議論のプロセスは適切に行われたものと認識しておりますので、尊重すべきだと受け止めているところであります。よって、今回の方針を変更する必要はないというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたらと思います。以上であります。

○籠池会長

はい、ありがとうございました。補足のご意見は、労側の委員でございますか。

（意見等なし）

よろしいですかね。はい。そうしましたら、続きまして、使用者側からご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○白石委員

使用者側から白石がコメントさせていただきます。８年度の地方最低賃金の審議におきまして、使用者側は、従来どおり最低賃金法の３要素のデータ、具体的には賃金の引き上げ率、物価上昇率、通常の事業の賃金支払い能力について、客観的なデータを詳細に見極めて議論していきますと主張いたしました。賃金引き上げ率から物価上昇率、これは様々なところがデータを持っておりまして、それぞれに意味合いが違うというところがございますので、一概にこの１つのデータで決まるというものではないと思っておりまして、様々なデータを提供したところです。それから、支払い能力につきましては、特に影響率を重視しています。企業の稼ぐ力が弱くなっているということ、それから支払い能力が乏しくなっていることには、依然として価格転嫁が進んでいないことが要因であると指摘されておりまして、価格転嫁の進捗状況についてもデータとして示しました。特に飲食、宿泊、小売、サービス業といった一般消費者を対象にモノやサービスを提供している業種では、価格をこれ以上引き上げると即客離れを招き、経営が危うくなるという声が多くあります。そして、これらの業種には残念ながら有効な対処方法や支援策がないという状況です。その他、最低賃金の審議は大変注目を浴びておりまして、各所から様々な意見をいただいておりますが、それが本当に確からしいのか、真に参考にすべきデータなのかという点についても話題提起いたしました。例えば、最低賃金を引き上げても倒産件数は増えていない。最低賃金を引き上げないと人材が流出するといった意見や、最低賃金の県別金額に順位をつけて、それを議論する妥当性はあるのかといった点です。また、今年は労側委員が提示したリビングウェイジについても議論しまして、様々な意味合いを持っているデータであることも理解しました。専門部会で議論を重ねましたが、使用者側からはもうこれ以上合理的で納得性の高い金額は示せない状況になりました。さらに審議を重ねても、残念ながら労使間の一致は見出せない状況になったと認識しています。審議においては、専門部会は３回で審議を終え、全会一致で可決し、発効日は 10 月１日を目指すという約束も全員で合意しているところであります。もちろん審議が尽くしきれていない場合はですね、審議を継続する意向ではありましたが、先ほど述べました状況は審議が膠着状態になっており、公益案に委ねることにして公益委員案が提示されました。中央審議会からは、地方最賃の審議においては、それぞれの地方において自主性を発揮することを期待するとの言葉もありましたが、様々なベクトルの違う方向からの意見にも配しなければならない中で、物価上昇率や目安額の持つ意味合いも理解しなければならないところであります。提案された金額は厳しい数字ではありますが、影響率としては昨年度よりも低く、使用者側の「引き上げることには合意するが、経営状況に悪影響を及ぼしかねない急激な引き上げは困難」という意見も取り入れていただいた案であると認識いたしましたので、賛成いたしました。なお、価格転嫁が進ん

でいないといった状況を解消して、賃金を引き上げるために環境整備を進めるという課題については、ある程度付帯決議に盛り込むことができたと評価しています。以上です。

○籠池会長

はい、ありがとうございました。使用者側の委員で、ただいまの意見に補足するご意見等はございますか。

（意見等なし）

大丈夫ですかね。はい。そうしましたら、異議申出の内容につきまして、委員の方からこれ以上のご意見はないということでよろしいですか。

（意見等なし）

はい、ありがとうございます。他に意見はないようです。

先ほど有限会社電マークおよび日本ルースト株式会社の中野裕介代表取締役から陳述をいただきました。異議内容を私なりに理解いたしますと、１つ目には今年度の香川県最低賃金が令和８年 10 月１日から発効された場合、令和７年 10 月１日時点から見ると、事業者が負担する最低賃金額は 122 円、率にして 12.5％の急激な増加となる。このように１年以上の期間を置かず２桁％を超える人件費の高騰は、通常の事業の賃金支払い能力ははるかに超えており、地域中小企業の経営基盤を著しく揺るがすものである。２つ目には、今年度の業務改善助成金においては、賃上げ対象となる労働者の要件として、雇い入れ後、６か月以上経過している雇用保険被保険者と厳格に定められております。このようなところ、今年度の最低賃金が 10 月１日に引き上げられると、本年４月１日に労働者を採用し、雇用保険の加入手続きを行った事業者は、雇用保険加入期間６か月を満たすことができず、要件不足により助成金の対象から除外されてしまう。これは政府が掲げる生産性向上と一体となった賃上げの趣旨にギャップをするものであって、中小企業の助成金活用の機会を与えない拙速な期日設定であり、香川県経済にとっても不利益と言わざるを得ない。こういった点から、発効日の延期を求めて強く異議を申出る。こういう中身であったかと理解いたしました。

続いて、香川県労働組合総連合からの異議の内容については、１つ目は、香川地方最低賃金審議会専門部会の審議において、信頼できる香川地域の労働者の生計費はどのような値を検討に用いたのか。また、香川地域の労働者の賃金、通常の事業の支払い能力は、どのようなデータを用いて、どのように検討して改定額を出されたのか。そのあたりを明確にすべきであると。２つ目としては、第２回審議会において、連合香川と香川県労連の担当者から意見陳述があったとおり、

賃金の低い地域から高い地域への労働者労働力の流出が続いている。香川県の労働者人口の確保のためには、最低賃金も含めた賃金の地域間格差を縮めることが最低条件であると考えている。労働者人口の土台推移も考慮した地域間格差を縮める検討も付加して、香川地方最低賃金改定の答申額を再度検討し直すことを要望する。３つ目として、香川県最低賃金の改正について答申の中に政府への要望が付記されているが、それだけでなく香川県内自治体に対する直接支援の要請も加えてほしい。こういった中身であると理解いたしました。

そのような異議申出の内容についても、使用者、労働者、それぞれの立場から意見陳述をいただきました。当審議会の審議の振り返りも含めて、私なりに要約いたしますと、労働者側の委員からは、日本経済の自立的成長に向けては人への投資が不可欠であり、最低賃金の水準は働く者のセーフティーネットとして経済的自立を支え、人たるに値する生活を営むことを可能にするものでなければならない。その金額については、中期的には賃金中央値の 60%に引き上げる必要がある。また、大都市圏との格差についても改善すべきである。これらの点について意見が述べられたように理解しております。一方で、使用者側からは、日本が持続可能で活力ある経済社会を維持し、発展を続けるためには、成長と分配の好循環の実現に向けた取り組み。特に喫緊では、物価高に対応して賃金を引き上げることが望ましいと考えられる。しかしながら、企業は稼ぐ力なくして人件費を増やすことはできないこと。国内外の様々な影響。今年に入っては、中東紛争を受けて、エネルギー価格や原材料費の高騰、また人手不足等に対応して、経営を行っておる中小零細企業の状況を見る限り、そうした余力は少なく、賃上げ原資の確保ができない状況にある。特にピラミッド型の階層構造をなすサプライチェーンにおいて、上位の親会社、元請けから業務を請負う川下の企業、さらには一般消費者と直接に商売している労働集約的で人件費率の高い小売・飲食サービスなど、中小零細企業は、販売価格の値上げは即、客足が遠のくとされ、価格転嫁は進まず、賃上げの余力はなく、事業の将来性や雇用維持にマイナスの影響が生じていること、こういった点についてのご意見が述べられたと理解しております。こうした労使各側のご意見が分かれる中、双方が互助の精神でなんとか妥協点を取ったところでありますが、最終的には労使の意見の隔たりが大きく、第４回本審においては、専門部会の報告に基づいて採決をもって最低賃金改正額を 1,092 円、現行プラス 56 円との答申を取りまとめるに至りました。1,092 円、現行プラス 56 円の金額は、４回にわたる専門部会の金額審議を経て、労使各側からの意見を最大限にしん酌しつつ、地域における労働者の生計費、賃金、賃金支払い能力という最低賃金法に定める３要素、さらには中央から示された目安、加えて、中央最低賃金審議会目安制度のあり方に関する全員協議会において取りまとめられた、「令和７年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理

等の観点」をも考慮して取りまとめられたものであります。また、先ほど申し上げたとおり、最終的な本審の採決をもって決定されたものでもあります。先ほどの申出者のご意見については、理解できる部分も多分にございますが、こうした審議の過程を踏まえますと、なお、ここで「８月５日の答申内容を改めて変更させるものではないのではないか。」と、このように考えております。従いまして、令和８年８月５日付け答申どおり決定することが適当であるという結論を当異議審での結論としたいというふうに考えますが、この点について労使各側の委員の皆さん、ご意見はございませんでしょうか。

（意見等なし）

特によろしいですかね。ご異存はないということで承りました。ただいま、令和８年８月５日付け答申どおり決定することが適当であるという結論を当異議審での結論とするということにご同意をいただいたというふうに考えますので、この旨答申をしたいと思います。答申文につきましては、会長一任とさせていただきたいと思いますが、この点についてもご異議ございませんか。

（異議なし）

よろしいですかね。そうしましたら答申文を作成いたしますので、10 分休憩とさせていただきます。再開は 10 時 55 分とさせていただきます。それでは一時中断、休憩とさせていただきます。

（一時中断）

○籠池会長

そうしましたら、時間になりましたので、審議を再開いたします。それでは事務局は答申文の案を配付して、確認してもらってください。

（各委員へ答申文（案）を配付）

はい、文案の読み上げをお願いします。

○賃金室長補佐

それでは答申案を読み上げます。

令和８年８月 21 日

香川労働局長　友住弘一郎　殿

香川地方最低賃金審議会　会長　籠池信宏

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和８年８月 21 日貴職から、８月５日付け香川県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する有限会社電マーク、日本ルースト株式会社及び香川県労

働組合総連合からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。
記
令和８年８月５日付け答申どおり決定することが適当である。
以上でございます。

○籠池会長
はい、ただいまの答申文（案）のとおりでよろしいでしょうか。

（異議なし）

はい、ご同意いただいたものといたします。それでは案をとって答申といたします。

○籠池会長
そうしましたら、答申文を。

○賃金室長
よろしくお願いします。

（答申文を会長から労働局長に手交）

○労働局長
それでは、私から一言ご挨拶をさせていただきます。本日、諮問させていただきました、最低賃金審議会の意見に関する異議の申出につきましては、早速、ご審議の上、ただいまご答申をいただきました。誠にありがとうございました。香川県最低賃金につきましては、７月２日に改正決定の諮問を行わせていただいた以降、本審を４回、専門部会を５回にわたり開催し、公労使３者の委員に熱心にご審議をいただきました。８月５日の第４回本審におきまして答申が取りまとめられ、本日、異議の申出につきましても答申をいただきましたので、その内容に沿いまして、令和８年度の香川県最低賃金を決定させていただきます。香川労働局といたしましては、これから改正決定の公示を行い、10月１日発効に向けて事務手続きを進めさせていただきます。また、改正されました最低賃金額につきましては、その金額の周知とともに、履行確保に最善を尽くしてまいります。さらに、賃金引き上げに活用できる助成金等の活用を推進するための周知、また、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分等の適切な転嫁に向け、積極に取り組んでまいります。委員の皆様には、今後とも賃金行政に対する特段のご支援をお願い申し上げますとともに、引き続き、これら賃金施策の推進にご協力を賜り

たいというふうに思います。簡単ではございますが、以上、お礼のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○籠池会長
ありがとうございました。それでは本日の答申後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

○賃金室長
本日の答申をもとに、香川労働局長が香川県最低賃金を決定の上、公示手続きを行い、９月１日の官報公示を経て、10 月１日発効という流れとなります。以上でございます。

○籠池会長
今後､行政においては最低賃金の広報及び履行確保に努めていただくとともに、中小企業、小規模事業者への支援等に取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。また、労使におかれましては、各々の団体を通じ、最低賃金の周知を図っていただきますようお願いいたします。その他、事務局から何かございますか。

○賃金室長
この後、事務連絡がございますので、委員の方々は残っていただきますようお願いいたします。以上です。

○籠池会長
はい、特にその他にご発言等がなければ、以上をもちまして、第５回香川地方最低賃金審議会を閉会とさせていただきますが、よろしいですか。

（発言等なし）

はい、ありがとうございます。そうしましたら、審議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

――了――